

## ●財務諸表

1. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。なお、「会社法」（平成17年法律第86号）に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
2. 財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
3. 財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	事業年度別	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
現金預け金		39,259	29,402
現金		8,921	8,732
預け金		30,338	20,670
買入金銭債権		378	408
商品有価証券		204	224
商品国債		100	101
商品地方債		103	123
有価証券		238,932	253,743
国債		96,586	88,892
地方債		23,587	31,962
社債		53,772	62,761
株式		16,178	15,633
その他の証券		48,809	54,491
貸出金		431,305	444,676
割引手形		9,610	8,171
手形貸付		54,099	48,257
証書貸付		323,413	340,562
当座貸越		44,181	47,684
外国為替		293	1,605
外国他店預け		292	1,605
買入外国為替		0	—
その他資産		990	776
前払費用		14	15
未収収益		431	417
金融派生商品		2	3
その他の資産		542	340
有形固定資産		9,642	9,506
建物		2,192	2,025
土地		6,664	6,650
リース資産		340	282
建設仮勘定		—	81
その他の有形固定資産		444	467
無形固定資産		142	104
ソフトウェア		23	16
リース資産		84	53
その他の無形固定資産		35	35
前払年金費用		188	275
支払承諾見返		8,368	8,472
貸倒引当金		△3,054	△2,062
資産の部合計		726,651	747,134

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	事業年度別	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
(負債の部)			
預 金		635,979	645,792
当座預金		23,954	24,474
普通預金		296,669	303,242
貯蓄預金		4,597	4,537
通知預金		891	993
定期預金		301,796	303,999
その他の預金		8,070	8,544
譲渡性預金		11,803	14,040
コールマネー		—	10,000
借 用 金		24,200	24,000
借入金		24,200	24,000
外国為替		4	—
未払外国為替		4	—
その他負債		4,789	2,901
未決済為替借		0	0
未払法人税等		307	107
未払費用		307	289
前受収益		432	381
金融派生商品		2	2
リース債務		444	351
資産除去債務		70	71
その他の負債		3,223	1,696
退職給付引当金		1,360	1,322
偶発損失引当金		168	130
繰延税金負債		1,925	1,673
再評価に係る繰延税金負債		1,258	1,195
支払承諾		8,368	8,472
負債の部合計		689,857	709,527
(純資産の部)			
資 本 金		8,000	8,000
資本剰余金		5,759	5,759
資本準備金		5,759	5,759
利益剰余金		13,311	14,756
利益準備金		2,724	2,724
その他利益剰余金		10,587	12,032
別途積立金		7,400	7,400
繰越利益剰余金		3,187	4,632
自己株式		△203	△178
株主資本合計		26,867	28,337
その他有価証券評価差額金		7,596	6,835
土地再評価差額金		2,200	2,288
評価・換算差額等合計		9,797	9,124
新株予約権		129	145
純資産の部合計		36,794	37,607
負債及び純資産の部合計		726,651	747,134

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	事業年度別	前事業年度 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)	当事業年度 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)
<b>経 常 収 益</b>		<b>13,425</b>	<b>13,196</b>
<b>資金運用収益</b>		<b>9,380</b>	<b>9,176</b>
貸出金利息		7,249	7,001
有価証券利息配当金		2,054	2,065
コールローン利息		4	6
預け金利息		70	103
その他の受入利息		0	0
<b>役務取引等収益</b>		<b>1,745</b>	<b>1,732</b>
受入為替手数料		727	722
その他の役務収益		1,017	1,009
<b>その他業務収益</b>		<b>1,614</b>	<b>913</b>
外国為替売買益		23	21
商品有価証券売買益		0	0
国債等債券売却益		1,495	890
国債等債券償還益		95	—
<b>その他経常収益</b>		<b>684</b>	<b>1,373</b>
貸倒引当金戻入益		—	248
償却債権取立益		1	0
株式等売却益		528	982
その他の経常収益		154	142
<b>経 常 費 用</b>		<b>11,179</b>	<b>10,707</b>
<b>資金調達費用</b>		<b>427</b>	<b>421</b>
預金利息		373	362
譲渡性預金利息		15	15
コールマネー利息		3	0
借入金利息		12	23
その他の支払利息		22	19
<b>役務取引等費用</b>		<b>793</b>	<b>870</b>
支払為替手数料		194	203
その他の役務費用		599	666
<b>その他業務費用</b>		<b>222</b>	<b>234</b>
国債等債券売却損		222	234
<b>営業経費</b>		<b>8,978</b>	<b>8,564</b>
<b>その他経常費用</b>		<b>757</b>	<b>616</b>
貸倒引当金繰入額		323	—
貸出金償却		9	7
株式等売却損		115	334
株式等償却		—	0
その他の経常費用		310	274
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,245</b>	<b>2,488</b>
<b>特 別 損 失</b>		<b>10</b>	<b>25</b>
固定資産処分損		10	1
減損損失		—	24
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,234</b>	<b>2,463</b>
法人税、住民税及び事業税		581	460
法人税等調整額		471	218
<b>法人税等合計</b>		<b>1,053</b>	<b>678</b>
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,181</b>	<b>1,784</b>

株主資本等変動計算書

前事業年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰上利益剰余金	繰下利益剰余金			
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	2,021	12,145	△79	25,825	
会計方針の変更による累積的影響額						277	277		277	
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	2,298	12,423	△79	26,103	
当期変動額										
剰余金の配当						△311	△311		△311	
当期純利益						1,181	1,181		1,181	
自己株式の取得								△182	△182	
自己株式の処分						△27	△27	58	31	
土地再評価差額金の取崩						45	45		45	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	888	888	△124	764	
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	3,187	13,311	△203	26,867	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,148	2,116	6,264	114	32,205
会計方針の変更による累積的影響額					277
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,148	2,116	6,264	114	32,482
当期変動額					
剰余金の配当					△311
当期純利益					1,181
自己株式の取得					△182
自己株式の処分					31
土地再評価差額金の取崩					45
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,448	83	3,532	14	3,547
当期変動額合計	3,448	83	3,532	14	4,311
当期末残高	7,596	2,200	9,797	129	36,794

当事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰上利益剰余金	繰下利益剰余金			
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	3,187	13,311	△203	26,867	
当期変動額										
剰余金の配当						△308	△308		△308	
当期純利益						1,784	1,784		1,784	
自己株式の取得								△2	△2	
自己株式の処分						△5	△5	27	21	
土地再評価差額金の取崩						△25	△25		△25	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,445	1,445	24	1,469	
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	4,632	14,756	△178	28,337	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	7,596	2,200	9,797	129	36,794
当期変動額					
剰余金の配当					△308
当期純利益					1,784
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					21
土地再評価差額金の取崩					△25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△760	87	△672	16	△656
当期変動額合計	△760	87	△672	16	812
当期末残高	6,835	2,288	9,124	145	37,607

## 注記事項

### (重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物：3年～50年  
その他：2年～20年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,800百万円であります。
  - (2) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

- (3) 偶発損失引当金  
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

### 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

### (会計方針の変更)

(「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額はありません。

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

株式	489百万円
出資金	63百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	63百万円
延滞債権額	12,480百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3カ月以上延滞債権額	32百万円
------------	-------

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	1,190百万円
-----------	----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	13,767百万円
-----	-----------

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

8,171百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	0百万円
有価証券	47,026百万円
その他の資産	27百万円
計	47,054百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,940百万円
コールマネー	10,000百万円
借入金	24,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券	5,061百万円
その他の資産	6百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	86百万円
-----	-------

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	50,788百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	50,788百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の圧縮記帳額

圧縮記帳額	1,958百万円
(当事業年度の圧縮記帳額)	( 一百万円)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

子会社株式	489百万円
関連会社株式	—
合計	489百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,251百万円
有価証券償却	335百万円
退職給付引当金	318百万円
減価償却費	285百万円
その他	285百万円
繰延税金資産小計	2,476百万円
評価性引当額	△1,196百万円
繰延税金資産合計	1,279百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,952百万円
繰延税金負債合計	△2,952百万円
繰延税金負債の純額	△1,673百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.6
評価性引当額の増減(△)	△8.1
住民税均等割	0.7
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.6%

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.4%となります。この税率変更により、繰延税金負債は91百万円減少し、その他有価証券評価差額金は155百万円増加し、法人税等調整額は63百万円増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は62百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。